

百条委員会を設置

令和3年2月10日に開催された、令和3年第2回臨時会において「義務教育学校施設整備事業の事務調査に関する決議」が提出され、義務教育学校施設整備事業の公平・公正を保持するため「学校建設に関する調査特別委員会」(百条委員会)を設置しました。

学校建設に関する調査特別委員会



委員長 田中義幸



副委員長 石原浩二



畠中博文



出水貴之



中嶋廣東



中嶋時夫



北富敬三



吉永雪男



坂口政義

調査事項

- (1) 稲築・稻築東及び碓井中学校区義務教育学校施設整備事業におけるプロポーザル方式による業者選定の件
- (2) 稲築行政区長連合会より2021(令和3)年1月19日に提出された、稲築中学校区及び稻築東中学校区義務教育学校建設についての陳情書の件
- (3) 被疑者不詳であるが、嘉麻市議会議員に対する誹謗中傷文書作成及び同文書を市中配布し議会の業務を妨害した件
- (4) 義務教育学校施設整備事業の契約議案に関する職員の関与の件

百条委員会と調査権限

百条委員会とは、地方自治法第100条に基づき地方議会の議決により議決を受けた特別委員会のことです。

この委員会には、百条調査権という権限が与えられ、関係者の出頭、証言、記録の提出を要求することができます。正当な理由がなく出頭や証言を拒否した場合、または虚偽の陳述を行った場合には、刑事罰に処せられる可能性があります。

調査権は事実の解明の手段であり、警察のような捜査権ではありませんので、関係者を罰することはできません。問題点の真相解明をすることにより、事務事業の改善又は中止などを促すものです。